

## 普通銀行と貯蓄銀行との同質化

——貯蓄銀行法施行以前における新潟県を事例に——

東京大学大学院 早川 大介

本報告では、1922年の「貯蓄銀行法」施行以前の普通銀行・貯蓄銀行の同質化について検討する。貯蓄銀行とは1948年までわが国に存在していた零細預金を取扱う金融機関である。1890年に「貯蓄銀行条例」が制定されるが、兼営禁止や資金運用の厳しい制限が業界の反発を招き1898年に改正された。この改正条例のもとで新設・普通銀行の参入が相次ぎ、第一次大戦期には600行を超えた。しかしながら、緩やかな規制の下で不健全な経営を行うものもあり、1920年反動恐慌で多数の貯蓄銀行が取付に遭遇し、破綻したものもあり、普通銀行を対象とした「銀行法」に先立って、1922年に規制を強化した「貯蓄銀行法」が制定されることとなった。こうして貯蓄銀行は、大蔵省・府県の懲撫もあって各県に1行ないし数行にまで整理され、それ以後零細貯蓄の安全・確実な保管機関となった(進藤寛「地方貯蓄銀行の再編成」(朝倉孝吉編『両大戦間における金融構造』御茶の水書房、1980年)。

以上のように「貯蓄銀行法」施行以前は、普通銀行と貯蓄銀行の境界が曖昧であり、普通銀行による貯蓄兼営が認められ、貯蓄銀行が普通銀行の業務を行うことも可能であった。それ故、もちろん普通銀行、貯蓄銀行の固有の業務に徹した銀行もあったが、貯蓄銀行として設立されたものの貯蓄預金以外の預金を伸ばして事実上普通銀行となってしまうもの、その逆に普通銀行として設立されたものの貯蓄預金の依存度が高く事実上貯蓄銀行となってしまうものも多数あったことがこれまでの研究で知られている(協和銀行『本邦貯蓄銀行史』1969年、杉山和雄「貯蓄銀行の普通銀行化傾向」『地方金融史研究』創刊号、1968年、高嶋雅明「貯蓄銀行の諸類型」『経済理論』第127-131合併号、1972年)。

しかしながら、1920年代以前は資料的制約から貯蓄銀行はもとより普通銀行の実態についても限られた事例から検証せざるを得なかった。本報告も一県レベルという限界はあるものの、対象とする新潟県には当該期に90行程度の普通銀行・貯蓄銀行があり、うち30数行が貯蓄銀行業務を行っており、「新潟新聞」の決算広告等を用いながらこれらの銀行のバランスシートを可能な限り復元・分析することで「貯蓄銀行法」施行以前の地方の普通銀行・貯蓄銀行の「同質化」の実態に接近したい。